



Solomon Islands



11. 国名:ソロモン諸島(Solomon Islands)

① 概要

政治的立場	1978 年英国から独立国
首都	ホニアラ(Honiara)
人口	595,613 人(2009 年推計)
主要言語	ピジン語(現地化した英語・事実上の共通語)、英語(公用語だが使用しているのは全人口の 1-2%)、そのほか 120 程度の地域言語が各地で使用されている。
識字率	不明
国土面積	28,896 平方キロメートル
排他的経済水域	134 万平方キロメートル
天然資源	魚、森林、金、ボーキサイト、リン、鉛、亜鉛、ニッケル
GDP(PPP)	10 億 7,800 万米ドル(2008 年推計)
主要産業	農業(コブラ)、林業、漁業
年間輸出額	13 億 1,802 万ソロモンドル(1 億 7,117 万米ドル)(2008 年アジア開発銀行)
主要輸出品	木材、魚、コブラ、ヤシ油、ココア
年間輸入額	24 億 6,918 万ソロモンドル(3 億 2,067 万米ドル)(2008 年アジア開発銀行)
主要輸入品	食糧、プラントおよび関連機器、工業製品、燃料油、化学製品、
公式通貨	ソロモン・ドル(自国通貨)(1 米ドル=7.7 ソロモン・ドル:2008 年平均)

② 地理的条件

ソロモン諸島は、東西に二重線のように 1,400 キロメートルにわたって広がる島々からによって構成されている。ソロモン諸島の西にはパプアニューギニアがあり、南東にはバヌアツがある。

ソロモン諸島は、999 の島々からなっているが、大きな島は 6 つあり、その内の一つであるガダルカナル島に首都ホニアラがある。総陸地面積は、28,896 平方メートルである。

首都ホニアラの人口は 6,900 人程度(2006 年)である、それ以外の国民の大多数は地方の海岸沿いに住んでいる。ソロモン諸島の公用語は英語だが、大多数の国民にとってはピジン語(現地化した英語)が事実上の共通語である。国内には 120 程度の地方言語がある。

部族紛争・公務員の不正・はびこる犯罪が、社会の安定と秩序とを損なってきた。ソロモンの首相が、2003年6月に、オーストラリア政府に対して法と秩序の回復への協力を要請し、翌月、オーストラリアを中心とした多国籍軍(Regional Assistance Mission to the Solomon Island: RASMI)が到着し、対立していた部族を武装解除させ、治安を回復した。しかし、政治家の収賄疑惑から2006年に暴動が発生している。RASMIは、現在もソロモンに駐留しており、引き続き治安維持の任に当たっている。

③ 政治状況

1987年にイギリスから独立して以来、議会民主制をとっている。政府は三層構造をとっており、首相によって指導される中央政府、これまた首相によって指導される地域政府(日本でいえば都道府県に相当する)、そして地区委員会(日本でいえば市町村にあたる)がある。

国家元首は女王エリザベス2世だが、その代理として総督がソロモン諸島にいる。総督の任期は5年で、国家の助言に基づいて、国家元首が任命する。二期まで務めることが出来る。現在の総督は、2009年6月就任のフランク・カブイ(Frank Kabui)である。国会総選挙後に、国会が多数党党首または多数派を形成する政党連合の指導者を首相に指名する。現在の首相は、2007年12月就任のデリック・シクア(Derek Sikua)である。

立法府は、一院制の国会(National Parliament)で、議員定数50名。任期は4年で、小選挙区制で直接公選される。前回選挙は、2006年4月5日に執行された。ソロモンの国会は、流動的な政党連立が特徴となっている。

司法府として、控訴審裁判所、高等裁判所、治安判事裁判所がある。

1997年8月の総選挙の結果、ウルファアル自由党党首を首相とする連合内閣が結成されたが、1998年末より首都ホニアラがあるガダルカナル島において先住民ガダルカナル人と移民マライタ人との間で部族対立が激しくなり、2000年6月、マライタ人武装勢力による同首相拘束事件が発生し、同首相は辞任に追い込まれた。7月にはソガワレ政権が発足し、10月には和平協定が結ばれた。同政権にとって国内平和の回復、破綻した経済・財政の再建が最大の課題であったが、解決策が見いだせないまま事態は悪化した。

2001年12月、国際選挙監視団が監視する中で行われた総選挙は、公正かつ民主的に実施され、ケマケザ政権が発足。同首相は、法秩序の回復と財政再建に取り組んだが、その後も事態は深刻化し、自力では解決できないと判断して、2003年4月に豪州に支援を求めた。6月30日にシドニーにてPIF外相会合が開かれ、警察及び軍隊派遣を含む対ソロモン支援について合意した。その後、ソロモン政府より豪州政府に対して、正式にPIF数カ国による警察及び軍隊の派遣を依頼し、7月24日より豪州、NZ、フィジー、PNG、トンガの警察及び軍隊がソロモン地域支援ミッション(Regional Assistance Mission to the Solomon Islands: RAMSI)として派遣され治安状況が大きく改善した。

こうした中で、2006年4月5日に総選挙が行われ、50議員中25人が入れ替わり、同18日首相指名選挙の結果リニ副首相が指名された。しかし、リニ選出の裏に中国系住民による贈賄活動が

あったとして暴動が発生、26日リニ首相は辞任、5月4日再度行われた首相指名選挙でソガワレ元首相が当選した。

2007年12月13日、ソガワレ首相に対する不信任案が提出・可決されたのを受けて、デレック・シクア博士がパターソン・オテイ氏を破って新首相に選出された。この後、支援ミッションの兵員は大幅に減らされ、都市部の再建が始まった。

④ 経済状況

ソロモン諸島の経済は、今、多くの挑戦を受けている。世界的経済危機により経済沈下を加速させ、2009年には5200万NZドルの財政赤字を生み出した。ソロモン経済は、低い外貨準備高、落ち込む歳入、国民一人当たりの実質経済成長の鈍化という3つの問題に直面している。このため政府は、財政と国際収支を安定させるための努力を続けている。2007年には林産物が主要輸出品でありGDPの16%を占め、輸出所得の3分の2を占めた。森林伐採は、環境保護のための基準を4倍も超過しており、2013年までには枯渇してしまうものと見られる。適切な規模のプランテーションは2箇所しかなく、これらの輸出所得への貢献度は低い。貿易赤字も広がり続けており、2007年には、551Mソロモンドルに達した。主な輸入超過国は、豪州、シンガポール、PNG、NZ、マレーシアである。韓国、日本、中国とは、貿易は黒字になっている。ソロモン諸島中央銀行は経済が直面する多くの問題点、即ち、生産性の低さ、急激な人口増加、支えられない負債、援助国への依存、低いガバナンス、政治的不安定性などの問題に取り組んでいるが、未整備なインフラ、不十分な交通インフラが、これら問題をさらに深刻にしている。

今後の経済成長には、鉛、亜鉛ニッケル、金といった豊富な鉱物資源を如何に開発してゆくか、そのためには、外資の導入が急務となっている。

⑤ 各産業分野の現状

ソロモン諸島の主要産業とその特徴は下記の通り。

(農業) ソロモン諸島の農産物輸出は、伝統的に、ヤシ油、コブラ、ココナッツオイル、ココアの大規模生産者によるものである。国民の大半が、自作農(キャッサバとサツマイモ)と、若干の換金作物の生産(コブラ、ココア、タロイモ、ヤムイモ、バニラ、コーヒー)との生産に携わっている。農業生産物が豊富であり、ココナッツ加工、ココア生産、チリ、果物、食肉処理、乳製品など、多用な投資機会がある。

(漁業) ソロモン諸島には、豊富なマグロ資源があり、多数の業者によって漁獲され加工されている。国内の漁船は、全てソロモン・タイヨウ(Solomon Taiyo)が所有していた。ソロモン・タイヨウは日本企業との合弁企業で、加工したマグロ・缶詰にしたマグロを日本その他の市場へ輸出していた。しかし、この合弁企業の活動は生産を縮小し、その所有権についての問題が未決定の状態である。台湾、韓国といったその他の国々も、各種の双務的・片務的合意の下で、ソロモン諸島の排他的経済水域で漁業を行っている。エビやサバヒーを含む養殖事業にも、有望な投資機会がある。

(林業) 林業は、国民経済に対しても国家財政に対しても大きな貢献をしている。1999年に、新しい伐採許可の発行を停止し、主に海外の伐採業者に対する免許が失効した。輸出木材のほとんどが丸太である。

(製造業) 以前は、マグロの缶詰工場が、ソロモン諸島唯一の大きな雇用主であった。この工場の操業縮小が国民経済に与えた影響は大きい。ソロモン諸島におけるこれ以外の製造業は比較的小規模なものばかりで、食料および飲料(製粉所、醸造所、ソフトドリンク生産)、ファイバーグラス製ボート、木材加工、建築資材、若干の服飾製品の製造を行っている。ソロモン諸島から輸出される工業製品は少ないが、単純加工された木材、植物油、ココナッツオイル、手工業製品がある。

(鉱業) これまでのところ、ガダルカナル島で活動するゴールド・リッジ・マイニング(Gold Ridge Mining)がソロモン諸島における唯一の鉱山であったが、2000年に採掘を停止した。しかし、他の島には、金やニッケルを含む多様な鉱脈があり、事業的に成功する可能性がある。油田も発見されているが、まだ採掘されていない。

(観光業) 観光業はソロモン諸島では大きな産業ではないが、「幸せの島々」と呼ばれるソロモン諸島へはリピーターが多く、観光業は今後大きな発展可能性を持っている。ソロモン諸島は多様で質のよいダイビングで知られており、西部地区には観光リゾートに適した場所が多数ある。

⑥ 輸出入

2008年の輸出総額は、1億7,117万米ドルであった。輸出品目は、木材、魚(鮮魚、冷凍魚、燻製魚、魚缶詰)、コプラ、ココア、ヤシ油などである。ソロモン諸島の主な輸出先は、中国、タイ、韓国、スペイン、フィリピン、イタリー、日本であった。

同年の輸入総額は、3億2,067万米ドルであった。主に、シンガポール、オーストラリア、フィジー、PNG、NZ、中国、マレーシア、日本からの輸入である。輸入品目は、機械、輸送機器、工業製品、食糧・家畜、燃料油、化学製品などである。

⑦ 労働力・人的資源

民間部門と公共部門との両方が好調で、2006年の労働市場は活況を呈した。被用者数は29,890人に達し、前年比4,034人増であった。未熟練労働者が不足することはないが、適切な監督者を現地で雇用するのは難しいかも知れない。外国人労働者は労働許可書を取得しなければならない。新たな外国人労働者の入国には、労働局長(Commissioner of Labour)の許可が必要である。この許可を得るには、下記の条件を全て備えている必要がある。

- その職にふさわしい能力を備えたソロモン諸島人がいないこと。
- その外国人労働者は、能力と経験とがあり、ソロモン諸島人を後にその職を勤めることが出来るように指導することが出来ること。
- ソロモン諸島人を教育訓練することを通して、その外国人労働者が占める職が、後にはソロモン諸島人によって担われることが可能な体制が整っていること。

労働法に関していえば、1996年労働(最低金銀)令(Labour (Minimum Rates of Wages) Order)が、ソロモン諸島人の最低賃金を定めている。全ての労働者についての法定最低賃金は以下のとおり。

- 漁業および農業分野では、時給 0.23 米ドル。
- その他の分野では、時給 0.29 米ドル。

すべての被用者が国家俵約局(National Provident Fund)のもとで受益するようにするために、義務退職金積立制度が採用されている。

労働災害補償法(Workmen's Compensation Act)が、仕事に関連した怪我や病気になった労働者を救済する。また、労働法(Labour Act)は、労使関係、団体交渉、争議調停、労働訓練、資格審査について定めている。

ナショナルセンターであるソロモン諸島労働組合委員会(Solomon Islands Council of Trade Unions)に加盟する労働組合が、全国で 14 ある。一方、中国連盟(Chinese Association)と、使用者連合(Federation of Employers)という二つの主要な使用者団体がある。

教育は全て英語で行われており、専門職や管理職に就いているソロモン諸島人は、流ちょうな英語を話す。特に首都ホニアラ以外の地域における未熟練労働者は、一般に英語が上手くない。ほとんどのソロモン諸島人が、ピジン英語(ソロモン諸島流に現地化した英語)でコミュニケーションをとっている。

ソロモン諸島には 52 の中等教育学校があるが、入学試験に合格したものだけが通うことが出来る。現在、初等教育を終えた生徒の 35%が中等教育学校に進学している。

ソロモン諸島高等教育学校(Solomon Islands College of Higher Education)が、学位取得コースまでの教育コースを提供している。しかし、多数の学生が近隣諸国の大学へ進んでいる。この学校は、ソロモン諸島における下位および中位の労働者に必要なことを学ぶコースを提供している。併設されている事業センターでは木工品、自動車整備、金属板加工品を販売している。

⑧ インフラストラクチャー

インフラストラクチャーの整備は進んでおらず、これがこの国の経済発展を限界づけてきた。地方のわずか 11%の地域(その内のほとんどがガダルカナル島と、2 番目に大きなマライタ島)にしか、乗用車が走れる道路がない。

東ガダルカナルおよび首都ホニアラの主要道路が、近年、修復され舗装された。また、マリアタ(Maliata)島の橋も整備された。

国際空港も整備され、国際路線は国営航空会社ソロモン航空によって提供されている。同社は、カンタス航空、バヌアツ航空、ニューギニア航空、パシフィック航空とコード共有合意を結んでいる。また、20 の国内線用空港があり、ソロモン航空とウエスタン航空とが国内線を運行している。

ホニアラとノロ(Noro)とにある主要港では、20 フィートのコンテナ船を取り扱い、多数の国際海運事業者がサービスを提供している。また、国内貨物船サービスが、多数の国内業者によって提供されている。

通信事業は、英国のケーブル・アンド・ワイヤレスという企業との合弁企業であるソロモン・テレコムによって提供されている。国際通信サービスは高い水準にあるが、国内通信は難しい場合がある。停電がしばしばあり、民間部門に対する電気代は一般に高い。電気は大きな島でのみ利用できる。しかし、政府は、電気局(Electricity Authority)をとおして、ソロモン諸島全体の電気事情を向上させようとしている。

⑨ 投資政策・法令

外国投資を規制する法令には、2005年外国投資法、2006年外国投資規則がある。事業法改革により、事業を営みやすくなることが期待されている。さらに、政府は、職業訓練を提供し、中央銀行による信用保証制度を確立することにより、ソロモン諸島人の事業参加を促進しようとしている。

政治的安定が投資家に安心感を与え、政府は緩やかながらも公共部門と正解の改革を進めており、経済見通しは明るい。

政府の外国投資部(Foreign Investment Division)が外国投資に期待するものは以下のとおり。

- 民間部門の技術的営業的専門性を強化すること
- 国内の原材料を最大限に利用しての生産
- 輸出と輸入代替品生産の促進
- 雇用を創出とソロモン諸島人の職業訓練
- 知識と技術とを国内の経済システムに結びつけ伝えること

たくさんの事業活動が外国投資家には開かれていない。例えば、小売業、(伝統的な所有・使用权が設定されている)近海・珊瑚礁・礁湖における漁業権などである。

外国資本の参入が認められていない分野は、例えば以下のとおりである。

- もっぱら国内市場で販売のために穀物を栽培すること
- 年間 2,500 立方メートルに満たない製材所
- 200 平方メートルに満たない敷地での消費財やサービスの小売業
- 手工芸品および文化的工芸品の生産
- バス・タクシー・ハイヤーの運行
- もっぱら国内市場での販売を目的とした畜産業
- もっぱら国内市場での販売を目的としての森林伐採
- ホテルにおける場合を除く、洗濯業
- レストラン・カフェ等の飲食店経営(ただし、特別なものを扱う店の経営を除く)を 25 平方メートル以下の敷地で行うこと
- マーケットで店を営むこと、道ばたで店を営むこと
- 20 人未満の労働者を使用しての事務所や家庭の警護サービス
- 事務所や芝生の清掃サービス(ホテルにおけるこれら事業の場合を除く)
- 家事手伝いサービス

⑩ 土地利用

全国土面積の約 88%が、他の太平洋島嶼国と同じように、伝統的部族グループによって所有されている。政府はこうした伝統的土地所有を公認している。それ以外の土地は登記されており、慣習ではなく法によってその所有権が守られている。非ソロモン諸島人は、登記された土地を賃借することが出来るだけである。一方、ソロモン諸島人は、登記された土地の自由土地所有者となることが可能である。外国投資家は伝統的土地所有者から土地を賃借することも可能だが、たいいていの外国投資家は登記された土地の賃借を好む。

⑪ 税制

ソロモン諸島における法人税率は、以下のとおり。

- 国内企業－30%
- 非国内企業－35%

ある人(個人、法人、共同経営を除く個人のグループ)の総収入から課税標準額控除額を引いたものが、課税の対象となる。

個人所得税率は以下のとおり。

個人収入	税率
1 米ドル～2,090 米ドル	11%
2,091 米ドル～4,181 米ドル	230 米ドル + (2,090 米ドルを超える分の23%)
4,182 米ドル～8,363 米ドル	710 米ドル + (4,181 米ドルを超える分の35%)
8,363 米ドル以上	2,313 米ドル + (8,363 米ドルを超える分の40%)

源泉徴収税は、住民・非住民に対しての多様な支払いから天引きされ、税率も多様である。支払者は、支払いのときに源泉徴収税を天引きしなければならない。

免税とされない配当支払いについての源泉徴収税は、配当があった日から 15 日以内に配当を行ったソロモン諸島籍の企業が政府に対して納付しなければならない。配当に対する源泉徴収税率は、下記のとおり。

- 住民－20%
- 非住民－30%

その他の多様な収入源(例えば、利子、専門的サービス提供、特許料、著作権料、リースによる収入)も、5%から 15%の源泉徴収税の対象となる。

ソロモン諸島国内での消費のために輸入された商品の販売価格は、購入費、保険料、輸送経費、関税の合計の 130%でなければならない。収入税免除措置が、投資のタイプや額によって認められる場合があり、その申請は、税務局長(Commissioner of Inland Revenue)に対してなされる必要がある。

輸出税は、取引額に対して、下記の税率が適用される。

- 鉱物 15%
- 貝殻 10%、30%

- 生きた魚 10%
- 冷蔵または冷凍された魚 5%、20%
- 甲殻類(カニ・エビなど)、軟体動物(ナマコなど) 10%
- 木材 多様で特定税率、従価税率、複数のものが組み合わさった税率
- コプラ 30%
- 生きた動物 10%
- クロコダイルの皮 10%

為替管理と住民非住民間取引とには、中央銀行の承認が必要だが、この承認は通常与えられる。利益の本国送金は許されている。

為替管理の承認が必要なのは、資本の移入、ソロモン諸島からの資本引き上げ、利益、配当、利子、特許料の海外送金、利子または借入金の非住民である貸し主に返済すること、非住民の預金口座に信用貸しをすること、資産、商品、サービスについての権利などを非住民に送ること、会社口座間での売買、決済、ソロモン諸島にある資産の売却金の海外送金、海外への直接投資、ソロモン諸島街でのソロモン諸島通貨の貸与である。為替管理承認は、ソロモン諸島に設立された企業が、株式を発行し、非住民の名前でこれを登録する場合にも必要である。

⑫ 投資機会

ソロモン諸島には、未開発の鉛・亜鉛・ニッケル・金といった地下資源がある。これまでは政情不安が続いていたが、とりあえずは安定している。これらの地下資源開発は大きな富をもたらすだろうが、ソロモン諸島にはこれらを開発する資本と技術と熟練した労働力が足りない。海外投資家にとって、ここには大きな投資機会があるといえる。

多くの国民が、少なくとも生活の一部として農林水産業によって生活している。生活に必要な工業製品および石油製品のほとんどを輸入に頼っている。

ソロモン地域支援ミッション到着前に、激しい部族間紛争があり、主要企業が活動を停止し、政府資金は失われ、ソロモン経済は破綻した。地域支援ミッションが法と秩序を概ね回復し、経済的安定がもたらされ、ソロモン経済は再建されつつあるインフラストラクチャーの整備は進んでいないが、法と秩序の回復に伴って、ソロモン諸島は、鉱物資源開発を目指す海外投資家にとって魅力的な国となってきた。

ソロモン諸島政府は、望ましい投資分野のリストを作成している。また、政府は、外国投資家に国内企業との合弁会社を設立することを推奨している。詳細は、外国投資部(Foreign Investment Division)から入手可能である。

政府は海外直接投資の重要性をよく認識しており、特定分野の成長発展に特別な配慮をしている。長期的発展を目指して、以下の分野への投資が推奨されているが、投資可能分野はこれらに限られているわけではない。

- 遠洋漁業
- 水産物養殖

- あらゆる種類の工業製品
- 観光事業
- 商業農園
- 林業(とくに、木材関連)
- 鉱物資源試掘
- 輸出目的の製造業
- 農業開発

⑬ ビジネス支援体制

商業貿易工業省外国投資部(Foreign Investment Division, Department of Commerce, Trade & Industries)

外国投資部は、2005年外国投資法と同規則と(Foreign Investment Act and Regulation 2005)に関連する事項を担当しており、ソロモン諸島に対する投資を奨励促進している。外国投資部は、促進課(Promotion Units)、評価課(Evaluation Unit)、監督課(Monitoring Unit)の三部門に分かれている。

投資申請手続き

- 投資登録官(Registrar of Investment)に投資希望者登録をする。
- 投資申請書を作成する。
- 200 ソロモン・ドルを財務部(Treasury Division)に納め、同申請書を投資登録官に提出する。
- 投資登録官が、投資申請書を審査し、投資家を登録する。
- 投資が認められた場合には、投資登録官は投資活動に関連する所定の事項を記録し、登録済証を発行する。
- 投資を受け入れる。

なお、投資家は、労働移民監視諸法(Observation of Labour and Immigration Acts)を遵守しなければならない。労働許可証は、移民省(Immigration Department)労働居住許可長官(Commissioner of Labour and Residence Permit)によって発行される。

小規模事業者資金計画(Small Business Finance Scheme)

同計画は、ソロモン諸島内の事業活動発展を支援するために、ソロモン諸島中央銀行が関係金融機関に対して、保証人となる制度である。地方事業者と輸出事業者とが優先的な支援対象となる。

同計画の対象となる者は以下のとおり。

自然人としてのソロモン諸島人

ソロモン諸島人によって所有され経営されている協同組合および会社
合弁会社(50%以上がソロモン諸島人所有の場合に限る。)

融資額は 50,000 ソロモン・ドルから 1,000,000 ソロモン・ドルで、融資期間は最長で 5 年である。

ソロモン諸島小規模事業者センター(Solomon Islands Small Business Enterprise Centre: SISBEC)

このセンターは、ニュージーランド政府からの財政支援を受けており、ニュージーランドにある同様の機関にならって、1998年に設置された。同センターの目的は、小規模事業者に対して、ビジネスの訓練と支援サービスを提供することにある。

以下のことについての支援が提供される。

- 事業開始
- 事業計画作成
- 会計
- 女性への事業能力向上
- 販売および顧客サービス

訓練費用は、一部自己負担となる。通常、地域のセンターでは30米ドル、地方では20米ドルの自己負担となる。講習終了後、12か月間の間、その講習について、4回まで無料相談を受けることが出来る。

簡単な申込用紙の記入と講習料の支払いだけで、講習を受けることが出来る。個人指導を受けたい場合は、同センターに直接連絡をとって、どのようなことを学びたいのか相談することが出来る。しかし、通常は、個人指導を受けるまえに、関連技能の講習を受けるように勧められる。

国連開発計画 太平洋事務所(UNDP Pacific Center)

太平洋事務所は、以下の民間部門の発展のために、以下のような分野で、政策提言をし技術支援をする。

- 民間金融機関と協力して、太平洋の銀行のない地域に、銀行を設立する。
- 事業支援計画の作成
- 若手実業家の育成
- 会計能力と企業教育とを学校教育に取り入れる
- 太平洋諸島民間部門組織(Pacific Islands Private Sector Organisation: PIPSO)と連携して、事業者のネットワークと持続可能な経済発展のための政策協議を進めること
- 低開発諸国貿易の共同化を図る(例えば原油の共同購入)

⑭ カントリーリスク

ソロモン諸島のカントリーリスクは、部族間の反目である。国内の治安は既に回復しているが、部族間の宥和が達成されたわけではない。再び部族紛争が発生する可能性が残っている。

⑮ 金融サービス

金融サービス部門は小規模で、主に地方向けである。国際銀行であるWestpacおよびANZは、ホニアラにあり、その他2州にも支店を持つ。ハワイ銀行と地元のNational Provident Fundとのジョイント・ベンチャーであるThe National Bank of Solomon Islands(2007年にパプアニューギニア・南

太平洋銀行に譲渡)は、地方の小さな村や町に支店を持つ唯一の銀行である。ソロモン中央銀行 (The Central Bank of Solomon Islands(CBSI))は、通貨供給を規制し、一般経済事情をモニターする責任があり、ソロモン開発銀行 (The Development Bank of Solomon Islands(DBSI))は、開発プロジェクトに対する小口の融資を行っている。

⑩ 情報入手先

Foreign Investment Division, Ministry of Commerce, Industries, Labour & Immigration (ソロモン諸島政府商業工業労働移民省外国投資部)

PO Box G26, Honiara, Solomon Islands

Tel: (+677) 21849 / 26230 / 25095; Fax: (+677) 22808

Email: investmentdir@commerce.gov.sb

Website: www.commerce.gov.sb

Solomon Islands Chamber of Commerce and Industry (ソロモン諸島商工会議所)

PO Box 650, Honiara, Solomon Islands

Tel: (+677) 39 542; Fax: (+677) 39 544

Email: sicci@solomon.com.sb

Website: www.solomonchamber.com.sb/

BANK OF SOUTH PACIFIC, SOLOMON ISLANDS (南太平洋銀行ソロモン諸島支店)

PO. Box 37, Honiara, SOLOMON ISLANDS

Phone: (+677) 21 874; Fax: (+677) 22 957

CUSTOMS & INLAND REVENUE DEPARTMENT – MINISTRY OF FINANCE AND TREASURY (財務省税務部)

Honiara, SOLOMON ISLANDS

Phone: (+677) 24 102; Fax: (+677) 28 619

FOREIGN INVESTMENT DIVISION – DEPT. OF COMMERCE, EMPLOYMENT & INDUSTRIES (商業雇用工業省外国投資部)

Honiara, SOLOMON ISLANDS

Phone: (+677) 22 856 Ext. 209/210; Fax: (677) 22 856

Email: investmentdir@commerce.gov.sb

Website: www.commerce.gov.sb

IMMIGRATION DEPARTMENT (移民局)

PO. Box G26, Honiara, SOLOMON ISLANDS

Phone: (+677) 22 243; Fax: (+677) 22 964

Email: immigration@commerce.gov.sb

LABOUR DIVISION – DEPARTMENT OF COMMERCE, EMPLOYMENT AND TRADE (商業雇用工業省労働部)

Commissioner of Labour

PO. Box G26, Honiara, SOLOMON ISLANDS

Phone: (+677) 21 855 / 20 284 / 21 849; Fax: (+677) 25 818

Email: investment@commerce.gov.sb/labour@commerce.gov.sb

Website: www.commerce.gov.sb

SOLOMON ISLANDS CHAMBER OF COMMERCE AND EMPLOYERS (ソロモン諸島商業使用者会議所)

PO. Box 650, Honiara, SOLOMON ISLANDS

Phone: (+677) 22 907; Fax: (+677) 22 907

Email: chamber@welkam.solomon.com.sb

関連情報

BJS Group of Companies

Website: <http://www.bjs.com.sb>